

厚木市 1 か月児健康診査実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、乳児の健全な育成に資するため、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条の規定に基づく厚木市 1 か月児健康診査（以下「健康診査」という。）及びその保護者に対する適切な保健指導等を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 健康診査の対象（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であつて、出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児とする。

2 前項の規定にかかわらず、震災等により市内に避難している者その他特別な事情があると市長が認めた者については、対象者とすることができるものとする。

(健康診査票兼補助券の交付等)

第 3 条 市長は、妊娠届出書又は厚木市 1 か月児健康診査票兼補助券発行届出書を受理したときは、当該届出者に対し、厚木市 1 か月児健康診査票兼補助券（以下「健康診査票兼補助券」という。）を交付する。

2 補助額は、4,000 円とする。

3 健康診査に係る費用が補助額未満の場合は、健康診査票兼補助券を使用することができないものとする。

(実施の方法)

第 4 条 健康診査は、市長の要請により健康診査に協力することを承諾した医師会等の団体に属する医療機関及び助産所（以下「実施機関」という。）で実施するものとする。

2 対象者は、実施機関において、健康診査を 1 回受診できるものとする。

3 実施機関は、対象者が重複して受診することのないよう、母子健康手帳等で確認した上で、健康診査票兼補助券に基づいて健康診査を行うものとする。

4 実施機関は、健康診査を実施した場合は、対象者の母子健康手帳の当該健康診査記入欄及び健康診査票兼補助券に必要な事項を記入するものとする。

(健康診査の内容)

第 5 条 健康診査は、次に掲げる項目を実施するものとする。

(1) 身体計測

(2) 栄養状態の確認

(3) 診察

(4) 新生児聴覚及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認

(5) ビタミン K₂投与の実施状況の確認

(6) ビタミン K₂投与が必要な対象者にあつては、当該投与の実施

(7) 育児上問題となる事項の確認

2 実施機関は、健康診査において、健全な発育・発達を促すための育児方法や保健指導を実施するものとする。

3 実施機関は、健康診査において疾患異常等を発見した場合は、対象者の保護者に受診を勧奨するものとする。この場合において、特殊な疾患を発見したときは、専門医療機関を紹介するよう努めるものとする。

4 実施機関は、健康診査の結果、精密検査及び継続指導を必要と認めるときは、速やかに市長に報告するものとする。

(補助の方法等)

第6条 市長は、保護者が健康診査票兼補助券を使用し、実施機関で健康診査を受診した後、健康診査票兼補助券に記載されている金額を実施機関に支払うことにより補助を行う。

2 保護者は、健康診査後に当該健康診査に係る費用から第3条第2項に規定する助成額を差し引いた額を実施機関に支払うものとする。

3 市長は、保護者が健康診査を受診した場合において、健康診査票兼補助券が使用できないときは、厚木市1か月児健康診査助成金交付要綱(令和7年4月1日施行)に基づく所定の手続をすることにより助成ができるものとする。

(実施の報告)

第7条 実施機関は、健康診査を実施した月分の実績を市長の指定する日までに、健康診査票兼補助券に関係書類を添付して提出するものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第8条 実施機関は、委託業務の処理上で知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 実施機関は、委託業務の処理上で知り得た個人情報その他の秘密を委託業務以外の目的に使用してはならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。